破産手続開始・破産手続廃止及び免責許可申立てに関する意見申述期間

平成２４年（フ）第５０９号
埼玉県越谷市蒲生茜町９番地13　サンサーラ臼倉201
債務者　外山　正吾
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第５５０号
埼玉県三郷市三郷１丁目27番地６　アデリアガーデン502
債務者　齋藤　　学
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第５５７号
埼玉県越谷市千間台西２丁目７番地９　栄コーポ２号
債務者　安江　貴史（旧姓原島）
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第５７９号
埼玉県北葛飾郡松伏町大字松伏2262番地１　ドミトリー白凰104
債務者　石井　明美（旧姓工藤・内田）
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第６００号
埼玉県春日部市新宿新田252番地８
債務者　小倉　崇志
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日までさいたま地方裁判所越谷支部破産係

平成２４年（フ）第４２９号
相模原市南区相模台２丁目16番８号　ハイム相模台201
債務者　高羽　　茂
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで横浜地方裁判所相模原支部

平成２４年（フ）第１４４７号
名古屋市港区野跡３丁目５番４号　みなと荘６棟506号
債務者　佐野　芳織（旧姓吉田）
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第１９８９号
名古屋市緑区南陵401番地　桶狭間荘６棟805号
債務者　山田　道夫
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第３９１号
奈良市西大寺国見町１丁目１番635号
債務者　杉本　奈美
1　決定年月日時　平成24年10月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで奈良地方裁判所

平成２４年（フ）第２９号
香川県三豊市三野町吉津乙794番地３
債務者　山本　早苗
1　決定年月日時　平成24年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで高松地方裁判所観音寺支部

平成２４年（フ）第２５２号
高知県高知市重倉311番地
債務者　坂本　　有
1　決定年月日時　平成24年11月１日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２５３号
高知県高知市重倉311番地
債務者　坂本八重子
1　決定年月日時　平成24年11月１日午前10時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３４２号
高知県土佐市宇佐町宇佐88番地８
債務者　森岡　武志
1　決定年月日時　平成24年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３４３号
高知県土佐市宇佐町宇佐88番地８
債務者　森岡　芳夫
1　決定年月日時　平成24年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第３５０号
高知市長浜5330番地22
債務者　林　　豊
1　決定年月日時　平成24年11月１日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月25日まで高知地方裁判所破産係

平成２４年（フ）第２０３３号
札幌市白石区北郷５条５丁目３番15号　ヴェルディ北郷206号、申立時の住所札幌市白石区北郷６条７丁目４番１号　ルチェーレ北郷102号
債務者　大山　和則
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２０３４号
札幌市白石区北郷５条５丁目３番15号　ヴェルディ北郷206号、申立時の住所札幌市白石区北郷６条７丁目４番１号　ルチェーレ北郷102号
債務者　伊藤真里絵
1　決定年月日時　平成24年10月31日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年12月26日まで札幌地方裁判所民事第４部